

伊勝小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「なかまと学び、夢を創る」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 「いじめ対策委員会」の構成員
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー

3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 児童生徒とふれあう時間（放課・昼食・清掃・授業後などの時間）をできる限り多く取る。
- ・ 児童生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己肯定感・自己有用感が高まるよう務める。
- ・ 児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童生徒の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。

(1) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にす
る」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、
他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「き
もい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

(2) 授業づくり

- ・ 児童生徒の自己肯定感を高めるために、「わかる授業」「一人一人が参加・活躍でき
る授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観
点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。

5 集団づくり

- ・ 学級、学年、学校行事において、社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の
児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒が自ら「人と関わることの喜びや大
切さ」に気付く・学ぶ機会を設定する。
- ・ 単に児童生徒が何かを経験すればよい、児童同士が交流を深めればよいといった意識
ではなく、児童生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や
能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活
動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、児童生徒の創
意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 児童会の取組において、「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし児童生徒自
身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでで
きることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

《「なごやINGキャンペーン」の取組》

児童会がやさしさ集会を行う。困っている友達がいる場面を寸劇で演じ、そういった
場面に出会った時に、どう行動するとよいか、考える。

《学校全体での取組・活動》

「町別分団会・分団登下校」「運動会におけるペア学年での競争遊技」
「ペア学年でのペア集会」「なかよし集会」「もちつき大会」

《各学年での中心となる取組・活動》

【1年生】 「2年生とのなかよし会」「学校探検での教職員とのふれあい活動」
「保育園との交流会」
【2年生】 「1年生とのなかよし会」
【3年生】 「遠足での班活動」「なごやかハウス訪問」
【4年生】 「遠足での班活動」「なごやか年賀状」「国際交流会」
【5年生】 「遠足での班活動」「中津川野外学習」「なごやか年賀状」
【6年生】 「遠足での班活動」「修学旅行での班活動」「なごやか年賀状」

6 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活全ての場において、児童生徒をきめ細かく見守り、いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、日記の点検などを計画的に行い、日常の児童生徒の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童生徒とのふれあいを多くして、児童生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童生徒が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「学校生活アンケート」(4～6年)

- ・ 結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、児童生徒個々への対応、また、学級集団づくりに活用する。

(3) 記名式のアンケート調査(1～3年)

- ・ 「記名式アンケート」の実施により、誰が被害者か加害者かとは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

(4) 緊急的な記名式のアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 年度当初に、全児童生徒について、短時間で担任との面談を実施する。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての児童生徒を対象として、年に2回、教育相談週間を設ける。
- ・ 保健室前に相談ポストを設置し、児童生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ ランドセルに入れておくなど、常時、いつでも見ることができるよう指導する。

7 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながるおそれのあるハイリスクな要因を抱えた児童生徒に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・ 状況に応じて、聞き取りが必要と思われる児童生徒から事情聴取を行い、いじめの有無の確認を行う。
- ・ 聞き取った内容の集約やこれまでの関係児童生徒の状況等から、いじめか否かの判断を行う。
- ・ 「発見」から「書記対応」、「事情聴取」「保護者への連絡」など、経過の全般について、客観的な事実を時系列で正確にまとめておく。
- ・ 教職員の「憶測」や「感情」が入らないように注意し、会話についてはできる限り実際の会話の通りに記録するようにする。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ対策委員会」を中心として、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(2) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめられた児童生徒を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。
その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた児童生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 保護者には電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや子ども応援委員会、外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。
- ・ 状況に応じた謝罪等の場を設定する。
- ・ 指導の経過及び今後の対応について報告する。

(3) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、反省を促す。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的助言を行う。
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。
- ・ 状況に応じた謝罪等の場を設定する。
- ・ 指導の経過及び今後の対応について報告する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては知らせる勇気をもつことを指導し、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラルの教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等を実施して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

8 教育委員会への報告等

(1) 重大事態への対処

以下のような重大事態に該当する、又は該当するかもしれないと思われる事案が発生した場合は、速やかに電話で教育委員会に概要を報告する。

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 金額にかかわらず、金銭や物品の関わりがあると思われる事案
- ・ 程度にかかわらず怪我のある事案
- ・ 性的な嫌がらせ等がある事案
- ・ 携帯電話・インターネット等を使った誹謗中傷等の事案
- ・ その他保護者等との話し合いがうまくいかない状況が続いている事案

② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ・ いじめにより、児童生徒が登校できなくなった、または、できなくなりつつある事案（相当期間については、30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。）

※ また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) 定期的な報告

○ 調査対象期間と調査回数

- ・ 年間3回、定期的な調査を実施する。
 - 1回目：4月～1学期末
 - 2回目：4月～2学期末
 - 3回目：4月～年度末
- ・ それぞれ、4月からの累計を報告する。

9 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

10 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

11 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆

直接目撃した
(暴力行為、からかい、死ね等の言葉など)

通報・相談を受けた
(本人、他の児童生徒、保護者などから)

その場で制止・指導
軽視・見て見ぬふりしない

真摯に傾聴
軽視・後回ししない

「いじめ対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー

◆情報の共有	重大事態	◇病院搬送等応急措置
◆対応策の検討・協議・決定		◇教育委員会への一報
◆関係児童生徒に関する情報収集		◇子ども応援委員会との連携
◆関係児童生徒等への事情聴取		◇警察・法務局等への相談通報 (校長・教頭)
◆いじめの有無の確認		◇緊急アンケートの実施 (教務主任・生徒指導主事)
いじめの認知・判断	ネット	◇教育委員会への一報
		◇委託業者への相談 (校長・教頭)

- ◆被害・加害児童生徒の保護者への連絡・家庭訪問 (担任・教務主任)
- ◆被害児童生徒の安全確保・心のケア (養護教諭・SC)
- ◆加害児童生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置 (学年主任・生徒指導主任)
- ◆観衆・傍観者への指導 (学年主任・生活指導主任)
- ◆状況に応じた謝罪等の場の設定 (教頭)
- ◆客観的な事実 (聞き取りの内容等) を時系列で正確に記録
- ◆子ども応援委員会と連携 (子ども応援委員会コーディネーター)

一定の解消

→ 継続指導・経過観察

→ 再発防止・未然防止の取組

伊勝小学校年間計画

学期	月	学校行事	生徒指導・教育相談	学活・保健・道徳	道徳・特活	会議・校内研修
1	4	始業式 入学式 遠足 授業参観 学級懇談会	・前年度に行ったhyper-QUの結果を活用した前年度からの引き継ぎ(気になる子ども・特別に支援が必要な子どもの把握) ・全職員で児童生徒理解(友人関係・家族関係) ・保護者と情報共有	あったかハート配布		いじめ対策委員会① 研修① 児童理解
	5	防犯訓練 運動会	・第1回hyper-QU実施4～6年 ・ヘルプシグナルの把握と対応 ・全職員で情報共有		・いじめ未然防止教育プログラム	いじめ対策委員会②
	6	家庭訪問 学校開放日	・家庭訪問(保護者と情報共有) ・第1回hyper-QU4～6年の結果の把握と支援の方法を全職員で共通理解 ・子ども応援委員会との情報共有 ・教育相談前アンケート(1～3年) ・教育相談①(全児童) ・第1回hyper-QU4～6年返却	・自殺予防教育4～6年 ・4・5・6年パンフレットチェック①	<1～3年> トラブル防止!話し方教室 みんなでつくろう楽しい学級 <4～6年> 違いをこえて自分の気持ちを伝えてみよう	いじめ対策委員会③ 研修① 自殺予防教育について 研修② hyper-QUの結果の活用
	7	終業式	・保護者との情報共有			いじめ対策委員会④ 中ブロックいじめ問題行動等対策会議①
2	9	始業式	・新学期観察	・自殺予防教育4～6年 ・4・5・6年パンフレットチェック②		いじめ対策委員会⑤
	10	修学旅行 中津川 野外学習	・第2回hyper-QU実施4～6年 ・ヘルプシグナルの把握と対応 ・全職員で情報共有 ・個人懇談会(保護者と情報共有)		・いじめ未然防止教育プログラム <1～3年> すてきなお兄さん、お姉さんを目指して友達を思いやる心 <4～6年> 学級ギネス大会をしよう 誠実に生きるよさ	いじめ対策委員会⑥
	11	芸術鑑賞会 文化的行事	・第2回hyper-QU4～6年の結果の把握と支援の方法を全職員で共通理解 ・子ども応援委員会との情報共有 ・教育相談前アンケート(1～3年) ・教育相談②(全児童) ・第2回hyper-QU4～6年返却			いじめ対策委員会⑦ 研修③ 人権教育・INGの進め方 研修④ hyper-QUの結果の活用
	12	人権週間 もちつき大会 終業式	・INGキャンペーン ・人権に関する授業	人権週間についての講話		いじめ対策委員会⑧
3	1	始業式		・自殺予防教育4～6年 ・4・5・6年パンフレットチェック③	・いじめ未然防止教育プログラム <1～3年> ふしぎだな 勇気をもって行動するたのしい?こうかんにつき <4～6年> 自分らしさを発揮しておじいちゃんの命	いじめ対策委員会⑨ 中ブロックいじめ問題行動等対策会議②
	2	授業参観 学級懇談会	・教育相談③(該当児童) ・保護者と情報共有 ・いじめ防止基本方針見直し			いじめ対策委員会⑩
	3	卒業式 修了式	・hyper-QUなど小中情報交換			いじめ対策委員会⑪ 小中連絡会

